

所在都道府県別の避難者数(平成30年6月14日現在)【概要】  
(下段のカッコ書きは、前回(平成30年5月17日現在)からの増減数)

(単位:人、団体数)

所 在 都道府県	施設別			計		所 在 市区町村数	
	A 応急仮設住宅、公営 住宅、民間賃貸 住宅等	B 親族・ 知人宅等	C 病院等	(前回 との差)			
北海道	1,291	457	7	1,755	(- 30)	65	
東 北	岩手県	5,517	787	5	6,309	(- 832)	(※1) 25
	宮城県	4,310	1,263	6	5,579	(- 1,440)	(※1) 31
	福島県	9,402	(※2) 2,184	—	11,586	(- 497)	(※1) 42
	上記三県 以外の県	3,527	2,059	37	5,623	(- 57)	91
	合 計	22,756	6,293	48	29,097	(- 2,826)	189
関 東	12,225	10,190	196	22,611	(- 109)	353	
東海・北陸	1,400	374	2	1,776	(- 9)	97	
近 畿	1,400	1,114	3	2,517	(- 21)	102	
中 国	957	596	4	1,557	(- 3)	57	
四 国	201	69	0	270	(- 2)	34	
九州・沖縄	1,547	427	4	1,978	(- 8)	130	
合 計	41,777 (- 2,786)	19,520 (- 223)	264 (+ 1)	61,561	(- 3,008)	1,027 (- 9)	

(※1) 当該欄の数値以外に、避難者が所在する市区町村があり得る場合を示している。

(※2) 福島県のB欄には親戚・知人宅のほか、施設・病院、県の借上げでない住宅、社宅等への避難者数が含まれている。

自県外への避難者数は、福島県から33,622人、宮城県から4,446人、岩手県から1,099人となっている。

出典：復興庁作成資料

平成30年7月17日(火)衆議院東日本大震災復興特別委員会 衆議院議員 階 猛(国民民主党)

岩手県・宮城県の避難者数の推移に係る要因について

	岩手県					宮城県					
1. 住宅再建の 進捗状況 (災害公営住宅・高台移転宅 地の造成等)		計画 戸数	H29 年度末	H30 年度末 (見込み)	H31 年度末 (見込み)	H32 年度末 (見込み)		計画 戸数	H29 年度末	H30 年度末 (見込み)	H31 年度末 (見込み)
	災害 公営 住宅	5,865	5,284 (90%)	5,679 <sup>*1</sup> (97%)	5,865 <sup>*3</sup> (100%)	5,865 (100%)	災害 公営 住宅	15,823	15,415 (97%)	15,823 <sup>*5</sup> (100%)	15,823 (100%)
	高台 移転	7,479	6,071 (81%)	7,188 <sup>*2</sup> (96%)	7,360 (98%)	7,479 <sup>*4</sup> (100%)	高台 移転	8,893	8,302 (93%)	8,851 <sup>*6</sup> (100%)	8,893 <sup>*7</sup> (100%)
	計	13,344	11,355 (85%)	12,867 (96%)	13,225 (99%)	13,344 (100%)	計	24,716	23,717 (96%)	24,674 (100%)	24,716 (100%)
	平成30年度の事業完成市町村 ※1 山田町、釜石市、花巻市、遠野市 ※2 山田町、大槌町、釜石市、大船渡市 平成31年度の事業完成市町村 ※3 大槌町、一関市、盛岡市、北上市、奥州市 平成32年度の事業完成市町村 ※4 陸前高田市 (注)「高台移転」には土地区画整理事業を含む					平成30年度の事業完成市町村 ※5 石巻市、東松島市、名取市 ※6 女川町、石巻市、塩釜市、七ヶ浜町 平成31年度の事業完成市町村 ※7 気仙沼市、名取市  (注)「高台移転」には土地区画整理事業を含む					
2. 産業・生業 の復興状況 (製造品出荷 額の推移、有効 求人倍率)	○製造品出荷額等 ・ 県全体 H27 113% (H22比) ・ 沿岸部 H27 110% (H22比) ○有効求人倍率 ・ 大船渡職安管内 1.37 (H30.4月) ※参考 H30.1月 1.85					○製造品出荷額等 ・ 県全体 H27 113% (H22比) ・ 沿岸部 H27 88% (H22比) ○有効求人倍率 ・ 気仙沼職安管内 1.61 (H30.4月) ※参考 H30.1月 1.84					

出典：復興庁作成資料

平成30年7月17日(火) 衆議院東日本大震災復興特別委員会 衆議院議員 階 猛 (国民民主党)

岩手県・宮城県の住宅の工事単価について

	岩手県		宮城県	
	震災前	現在	震災前	現在
①地域型復興住宅 推進協議会による 調査	48.5 万円/坪	58.0 万円/坪 (+19.6%)	47.5 万円/坪	58.7 万円/坪 (+23.5%)
②住宅着工統計に よる工事費予定額	50.3 万円/坪	59.3 万円/坪 (+17.9%)	52.1 万円/坪	59.8 万円/坪 (+14.8%)

※①地域型復興住宅推進協議会による調査の「震災前」は H23.12 に震災前の工事単価を尋ねたもの、「現在」は H29.12 時点の工事単価。

※②住宅着工統計による工事費予定額は、「震災前」が H23.1~3 の 3 か月平均、「現在」が H30.1~3 の 3 か月平均。

出典：復興庁作成資料

平成 30 年 7 月 17 日（火）衆議院東日本大震災復興特別委員会 衆議院議員 階 猛（国民民主党）

こと。

## 2 復興推進のための体制整備

- (1) 全国的に災害が多発する中で、復旧・復興業務に従事するマンパワーの確保は今後も重要な課題であることから、復興事業の進捗に合わせた人材を確保するため、全国の地方公共団体、国等の関係機関による人的支援を引き続き強化するとともに、復興が完了するまでの間、全面的な財政措置を継続すること。
- (2) 復興庁、復興局及び支所との連絡調整が煩雑にならないよう、これまで以上に各省庁との連携を強化すること。

## ③ 被災者の生活再建に対する支援

- (1) 被災者の住宅再建が十分図られるよう、被災者生活再建支援金の増額など、住宅の自主再建を強力に支援するとともに、被災者支援総合交付金などにより復興の進展に伴って生じる課題に対応した支援を強化すること。
- (2) 被災前の住宅ローン等が生活再建の支障とならないよう、法整備を含む新たな債務整理のための仕組みの構築などについて、国による積極的な対応を行うこと。
- (3) 住宅建築単価が高騰していることから、被災者が安心して住宅を再建できるよう、コンクリート等工事用資材の安定供給を図るとともに、高騰防止対策及び財政支援を講じること。
- (4) 応急仮設住宅の維持経費等に対する支援、用途廃止した応急仮設住宅の解体撤去費に対する支援など、手厚い支援を講じるとともに、災害公営住宅入居者に対する家賃負担軽減に係る費用への支援を継続・強化すること。

## 4 医療・福祉サービスの確保等

- (1) 被災者・避難者に対する医療・福祉サービスを安定的・持続的に提供するため、必要な医療職・介護職等の確保等十分な支援を行うとともに、心のケアについて十分な支援を講じること。

出典：岩手県町村会「東日本大震災からの復興に関する要望書」（2018年7月12日）より抜粋  
平成30年7月17日（火）衆議院東日本大震災復興特別委員会 衆議院議員 階 猛（国民民主党）

## (2)被災者生活再建支援制度

- ・ 被災者生活再建支援制度は、
  - 一定規模以上の被害が生じた大規模災害であって、著しい住宅被害(全壊、大規模半壊)を受けた被災者には、被災者生活再建支援法(以下「支援法」という。)に基づき、全都道府県の相互扶助により拠出した資金を基にした基金から被災地方公共団体が一定の支援金を支給し、それに対して国が一定の補助を行う。
  - 支援法の適用に至らない被害であった地域については、被災地方公共団体が支援金等による被災者支援など必要な支援措置の実施を検討する。という役割分担により対応が行われている。
- ・ このように、住宅被害を受けた被災者の生活再建支援については、国と地方が一定の役割分担をしながら対応してきたところである。しかし、特に、近年の竜巻災害の発生時においては、同一の被害でありながら、居住する地域により被災者支援に差が生じるのは「不公平」との指摘があった。
- ・ このため、本検討会においては、国と地方の役割分担、被災者生活再建支援制度等について検討を行い、平成25年12月には、竜巻等突風の被災者への支援に関して、「最近の竜巻等突風被害を踏まえた被災者支援の推進に関する提言」を取りまとめたところである。さらに、本提言後も、被災者生活再建支援制度について、検討を行い、主な意見として次のようなものが出されたところである。
  - 大規模災害と小規模災害で考えた時に、すべてを国が支援すべきとの考え方ではないが、被災者生活再建支援法が適用になるような災害であれば、同一災害同一支援の観点から、全壊や大規模半壊等の被害が生じた市町村は支援法の適用とした方が、災害や地域によるばらつきもなく、より適切ではないか。
  - 被災者生活再建支援法は、都道府県の活動について何らかの規定を設けているわけではない。すでに、被害を受けた市町村と都道府県の協力の下に行う被災者支援の活動は、16 都道府県で実施しているものであり、これを広げていくことこそが重要ではないか。
  - 自助、共助、公助の枠組みの中でしっかりと位置づけるべきである。公助の話ばかりが先行するが、人的被害については国民皆保険に加えて生命保険もある。同様に、住家についても、災害に対応するための保険や共済への加入など、しっかりと平時からの備えを行うべきである。
- ・ 上記に加え、各委員から出された意見(参考3)を踏まえると、内閣府(防災担当)において、被災者支援について地方公共団体に技術的助言を行うとともに、被災者生活再建支援の在り方については、被災者を取り巻く状況・ニーズが変化している中で、災害救助法の応急修理と支援法との関係整理、「住まいの確保」等も含めた被災者に対する支援策はどうあるべきかなど地方公共団体の意見も聞きつつ総合的な観点から、今後も引き続き検討を行うべきである。

出典：被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会「中間とりまとめ」(平成26年8月)より抜粋  
平成30年7月17日(火)衆議院東日本大震災復興特別委員会 衆議院議員 階 猛(国民民主党)

## 被災（移転）跡地に係る土地利用対策の推進について

東日本大震災により被災した自治体においては、被災者による住居の早期再建を図るため、防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業を積極的に推進しており、これらの事業は、一定の進捗と成果を見ているところであります。

一方、津波により被災・浸水し、住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる宅地については、防災集団移転促進事業において買取りを進めているところでありますが、これらの土地は連担しておらず、さらに、全てが売却希望地ではないことから、買い取る土地が点在することになり、新たな土地利用を図る際の大きな懸念材料となっております。

現在、各自治体では、被災跡地を活用したまちづくりについて、住民との協働による土地利用計画の策定などの取組を進めているところでありますが、この点在する土地の集約や他の復興事業との調整など、今後においても相当の期間を要すると思われまます。

よって、国においては「復興・創生期間」における被災（移転）跡地の利活用に係る予算枠を確保することについて、特段の御配慮をお願いいたします。

（陸前高田市・大船渡市 提出）

出典：岩手県市議会議長会 要望書（2018年7月4日）より抜粋

平成30年7月17日（火）衆議院東日本大震災復興特別委員会 衆議院議員 階 猛（国民民主党）

平成 30 年 7 月 13 日

復興庁

### 防集移転元地の買取状況について

- 防災集団移転促進事業の移転元地の買取状況について、事業実施市町村において買取対象としている面積は約 2,400ha。そのうち約 2,100ha が買取済（平成 30 年 5 月末現在）。
  
- さらに未取得の要因を把握するために、買取済市町を除く岩手県、宮城県及び福島県の 22 市町に未取得の要因を聞き取った（平成 30 年 3 月現在）。
  
- 聞き取った結果、未取得の要因は以下のとおりであった。

①買取希望なし	約 5.5 割
②今後買取予定（他事業含む）	約 2 割
③意向不明	約 1 割
④相続人間の協議	約 1 割
⑤抵当権の設定	約 0.5 割
  
- なお、未取得の要因が「権利者不明の土地」と回答した市町はなかった。

出典：復興庁作成資料

平成 30 年 7 月 17 日（火）衆議院東日本大震災復興特別委員会 衆議院議員 階 猛（国民民主党）